

京 都 大 学 国 際 戦 略 本 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 本部は、京都大学（以下「本学」という。）における次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>国際戦略に係る施策の企画立案及び調整</u></p> <p>(2) 国際交流に係る支援</p> <p>(3) 海外拠点の設置、運営等</p> <p>(4) その他国際化の推進に関し必要な業務</p> <p>(中 略)</p> <p>(運営協議会)</p> <p>第5条 本部に、本部の運営に関する重要事項を審議するため、運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。</p> <p>(1) 本部長</p> <p>(2) 総長が指名する理事</p> <p>(3) 副本部長</p> <p>(4) 部局の教授 若干名</p> <p>(5) 企画部長</p> <p>(6) 教育推進・学生支援部長</p> <p>(7) その他本部長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第4号及び第7号の協議員は、本部長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号及び第7号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委嘱する本部長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p><u>(国際アドミッション支援オフィス)</u></p> <p>第12条 本部に、<u>外国人留学生獲得のための戦略的かつ積極的な広報及び誘致活動に関し必要な業務を行うため、国際アドミッション支援オフィス（以下「オフィス」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>オフィスに、室長及び室員を置く。</u></p> <p>3 <u>室長は、第14条に定める部員のうちから本部長が指名する。</u></p> <p>4 <u>室長は、オフィスの業務を総括する。</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、オフィスに関し必要な事項は、本部長が定める。</u></p> <p><u>(国際戦略アドバイザーボード)</u></p> <p>第13条 本部に、次の各号に掲げる業務を行うため、</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>(1) <u>国際協働事業に係る企画及び調整</u></p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>国際交流における危機管理</u></p> <p>(5) (同 左)</p> <p>(運営協議会)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>第6条 }</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>国際高等教育院長</u></p> <p>(5) <u>大学院教育支援機構長</u></p> <p>(6) <u>部局長 若干名</u></p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>2 前項第6号及び第9号の協議員は、本部長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第6号及び第9号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委嘱する本部長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>第12条 <u>削除</u></p> <p>第13条 <u>削除</u></p>

改正前	改正後
<p><u>国際戦略アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）を置く。</u></p> <p><u>(1) 国際戦略に係る施策の企画立案に対する助言及び提言</u></p> <p><u>(2) 国際化の推進に向けた本部の機能強化及び各部局との連携強化のための助言及び提言</u></p> <p><u>2 アドバイザーボードは、本学の教職員のうちから本部長が指名する委員で組織する。</u></p> <p><u>3 前項の委員は、総長が委嘱する。</u></p> <p><u>4 第2項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する本部長の任期の終期を超えることはできない。</u></p> <p><u>5 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>6 アドバイザーボードは、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>